

# 訪問介護ステーション福寿

## 指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業 運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人福寿会が開設する訪問介護ステーション福寿（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護または指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターその他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定訪問介護等は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行う。

4 上記のほか、指定訪問介護等の提供に当たっては、介護保険関係法令および厚生労働大臣が定める基準等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 訪問介護ステーション福寿
- 二 所在地 福井県福井市日之出 3 丁目 1 6 番 1 8 号

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 1 名（常勤兼務 1 名）

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

### 三 訪問介護員等

常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。なお、員数は厚生労働大臣が定める基準に規定する員数を下回らないこととし、事業の運営状況等により増減することができることとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(利用料等)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証の額とする。

2 事業所がサービスの提供に係る費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族等に対して事前に当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福井市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により、事故が発生した場合は、利用者の家族等、関係市町、利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(人権の擁護と虐待の防止)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族など、現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人福寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成22年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 12月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。